

■ 島田税務署からのお知らせ ■ 申告と納税は正しくお早めに

★島田税務署の確定申告会場・期間等

会場名：島田市地域交流センター^{ぼぼろ}歩歩路 多目的ホール(島田市本通三丁目6番の1)
 ※ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。
 ※開設期間中は島田税務署での確定申告の相談はしていませんのでご注意ください。
 ※確定申告書へマイナンバーを記載し、本人確認書類の写しを添付する必要があります。
 ※税務署から郵送された確定申告書及び確定申告のお知らせハガキ等を持参してください。

開設期間：2月17日(月)から3月16日(月)まで(土・日・祝は除く)

開設時間：午前9時から午後5時まで(受付終了時間午後4時)
 ※会場の混雑の状況により、受付を早めに終了する場合があります。

所得税及び復興特別所得税、贈与税の申告と納税は3月16日(月)まで
 消費税及び地方消費税の申告と納税は3月31日(火)まで

★無料税務相談所

会場名：島田市立金谷公民館(みんくる内)2階集会室(島田市金谷代官町3400)

開催日：2月28日(金)

開設時間：午前9時30分から午後4時まで(正午～午後1時を除く)

※昨年の確定申告書等の控え、確定申告のお知らせハガキを持参してください。

★住宅借入金等特別控除確定申告事前説明会

令和元年(平成31年)中に新築・増築された方には、日時と会場について税務住民課から通知します。島田税務署員が申告書の作成から提出までの指導を行いますので、必ず必要書類(登記事項証明書や契約書写等)を持参してください。

会場名：島田市地域交流センター^{ぼぼろ}歩歩路 多目的ホール(島田市本通三丁目6番の1)

開催日：2月13日(木)・14日(金)

開設時間：午前9時30分から午前11時30分まで・午後1時30分から午後3時30分まで

★スマホで確定申告

マイナンバーカードやICカードリーダーをお持ちでない方も、「ID」と「パスワード」を使用してパソコンやスマートフォン等からe-Taxで確定申告ができます。「ID」と「パスワード」は、最寄りの税務署の窓口で発行しておりますので、発行を希望される場合は、申告されるご本人が、運転免許証など本人確認書類をお持ちの上、最寄りの税務署にお越しください。

令和2年1月から、スマートフォン等専用画面をご利用いただける方の範囲が広がります。

- ・年金収入や副業等の雑所得のある方
- ・2か所以上の給与と所得がある方



※掲載コードのリンク先は予告なく変更または削除する場合があります。

確定申告

検索

★確定申告電話相談センターをご利用ください

確定申告に関する相談につきましては、島田税務署へお電話をおかけいただき、自動音声案内に従って、番号「0」を選択していただくと、「確定申告電話相談センター」につながりますのでご利用ください。

0番：確定申告相談・確定申告会場の案内・確定申告書等用紙の送付依頼

1番：相続税・法人税・印紙税等の相談

2番：署からのお尋ね、納付に関する相談

3番：消費税の軽減税率制度に関する相談

期間：1月6日(月)～3月16日(月)

【問】島田税務署 ☎(37)3121

高齢者福祉課 長寿介護室 ☎(56)22334

介護保険の要介護認定を受けている場合、障害者控除の適用となる場合があります

介護保険の要介護認定を受けている場合、身体障害者手帳や療育手帳等を持っていないでも、確定申告において障害者(特別障害者)控除の対象となる場合があります。対象となるかは、毎年12月31日現在の自立度、認知度の程度によって決まります。

控除は、申請により町が発行する認定書を確定申告の際に提出することで受けられます。前年に控除を受けられた方も、今回控除を希望する場合には再度申請が必要となりますのでご注意ください。

認定書の申請は、高齢者福祉課または総合支所窓口業務室にて随時受け付けしています。ご不明な点はお問い合わせください。

【問い合わせ先】

- ・川根本町役場 高齢者福祉課 長寿介護室 ☎0547(56)22334
- ・総合支所管理局 窓口業務室 ☎0547(58)7070

くらし環境課 生活環境室 ☎(56)22336

水道の漏水にご注意ください

水道管は、凍結や劣化によって破損し、漏水することがあります。

小さな漏水であっても、長期間放っておくと多大な使用量となり、高額の水道使用料が発生する可能性があります。

水道メーターは町からの貸与品ですが、使用者に管理義務があります。日頃からご家庭の水道メーターの確認をお願いします。なお、漏水の場合、速やかに修繕を行い申請すれば水道使用料を減免できる場合があります。

詳しくは、役場くらし環境課までお問い合わせください。
 【問い合わせ先】くらし環境課 ☎(56)22336

【水道メーターでの宅内漏水の確認方法】

- ① 屋内外の水道の蛇口が閉まっていること、洗濯機・トイレ・風呂などで水道を使用していないことを確認してください。
- ② 水道メーターボックス内のメーターを見て、パイロットマーク(写真の丸の部分)が時計回りに動いていないか確認してください。

水道をまったく使用していない状態でパイロットマークが回っている場合、漏水している可能性があります。



蓋を開けるとメーターが見られます。↓

